

第5章 施策の具体的な取り組み

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

(1) 教育・保育事業の充実（子ども・子育て支援給付）

①施設型給付

現在市内では、認可保育所（園）が12園、幼稚園が5園あり、それぞれ教育・保育を実施しています。保育所への申し込み数が年々増加しており、年齢によっては待機児童が出ているため、その解消に向けた事業の充実に努めます。

施設名	担当課	内容
保育所（園）※	子育て支援課	保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所（園）において乳児、幼児などの児童を保育する事業です。 入園要件：保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合 対象年齢：おおむね4か月～就学前 保育時間：おおむね7時30分～18時30分（延長保育もあり）
幼稚園※	教務課	幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業です。 入園要件：幼児教育を希望する場合 対象年齢：公立は4歳～就学前 私立は3歳～就学前 ※一部の園では2歳から 保育時間：園により異なる
認定こども園※	子育て支援課	幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業です。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施 本市には現在ありませんが、今後、既存施設の認定子ども園への移行が予定されています。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

②地域型保育給付

現在市内では、地域型保育に関しては、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育それぞれ実施しているところはありません。今後、保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

事業名	担当課	内容
小規模保育※	子育て支援課	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下の保育を行います。 (A 型・B 型・C 型)
家庭的保育※	子育て支援課	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が保育を行います。
居宅訪問型保育※	子育て支援課	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。
事業所内保育※	子育て支援課	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

※第 6 章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。



(2) 子育て支援事業の充実（地域子ども・子育て支援事業）

No.	事業名	担当課	内容
1	地域子育て支援拠点事業※	子育て支援課	子育て支援センター（3か所）については、育児相談や情報提供、講演会などを行っています。また、つどいの広場（1か所）については、主に乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い交流する場を提供するとともに、子育ての相談に応じています。 年々利用者は増加しているため、今後は、保護者に対するアンケート等をもとに事業内容の充実を図ることにより、地域の子育て支援機能の強化に努めます。
2	時間外保育事業※（延長保育事業）	子育て支援課	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後は、ニーズ調査の結果を踏まえて事業の充実を図ります。
3	休日保育事業の推進	子育て支援課	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育に欠ける状況にある児童を保育できるよう、休日保育事業の実施を検討します。
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）※	子育て支援課	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。本市では現在、土曜日・日曜日においては未実施です。
5	一時預かり事業（在園児対象型を除く）※	子育て支援課	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所（園）で児童を保育します。今後も、保護者のニーズを踏まえ継続して実施するとともに、利用者の利便性を考慮し、設置か所の増設も検討します。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

No.	事業名	担当課	内容
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）※	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。今後、ファミリー・サポート・センターを立ち上げ、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。
7	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）※	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。本市では現在未実施です。
8	病児・病後児保育事業※	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所（園）などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」にて実施しており、今後も事業の周知を行いながら、ニーズを踏まえ充実・拡大を図ります。
9	放課後児童健全育成事業※	子育て支援課	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。児童数については減少傾向になることが予測されるものの、6年生までの対象児童の拡大によるニーズの高まりが懸念されるため、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。
10	子育て短期支援事業（ショートステイ）※	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。
11	利用者支援事業※	子育て支援課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

No.	事業名	担当課	内容
12	妊婦健康診査※	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。
13	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児訪問指導事業)※	健康課 子育て支援課	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
14	養育支援訪問事業※	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、乳幼児養育支援員等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。



2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

(1) 子育て家庭への支援の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	サークルなど親子間の交流事業の推進	子育て支援課 生涯学習課	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げや運営を支援します。 また、子育て中の親への支援のために活動している方の資質向上と相互連携を図るため、講座を実施します。 今後も、情報提供や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行うとともに、講座等を開催し、支援内容の充実を図ります。
			具体的事業
			・ 託児ボランティア資質向上講座 ・ 家庭教育学級生自主サークル活動
2	子育て家庭への育児相談・情報提供事業の推進	子育て支援課 生涯学習課	子育ての孤立化を防ぐために、気軽に身近なところで相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進めます。
			具体的事業
			・ 各種児童福祉施設における相談機能の充実 ・ 子育て支援事業ガイドの作成、配布 ・ 広報紙やホームページでの子育て情報の周知 ・ 子育て支援関連部局の連携を図り「子育て連絡会」の機能強化及び充実 ・ 家庭教育相談窓口の周知 ・ 利用者支援事業による相談、情報提供の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	各種学級・講座の充実	生涯学習課 図書館	親としてのあり方、子育てにおける心構えや方法論などを学ぶとともに、親同士の交流、情報交換の場として、家庭での子どもの育て方について学習する家庭教育学級をはじめ、おはなし会、家庭教育出前講座など、各種学級・講座の充実を図ります。
			具体的事業
			・家庭教育学級の充実 ・おはなし会の充実 ・ブックスタートの充実 ・家庭教育出前講座の実施 ・子どもと絵本講座
4	子育てのための経済的支援の充実	子育て支援課 教務課 国保年金課	子育てに関する経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給を継続して実施します。
			具体的事業
			・児童手当、幼稚園就園奨励費、就学援助費など手当・補助金の支給 ・保育料軽減措置の継続 ・乳幼児・子ども医療費助成事業
5	移動の制約を受けている家庭への支援	商工企業立地課 子育て支援課	子育て家庭が社会とのつながりを持ち続けるために、コミュニティバスの利便性向上を行い、運行の充実を図ります。 自治公民館など身近な場所での子育て支援事業を開催し、子育て家庭が参加しやすい交流の場の充実に努めます。



(2) 子どもの居場所づくりの推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	公園の整備	まちづくり推進課 スポーツ振興課	公園については、子ども達が安全に遊べるよう、施設の整備に努めます。 また、老朽化の進んだ遊具については、点検結果により緊急性の高いものから修繕・更新を実施していきます。 具体的事業 ・定期的な巡回及び遊具の安全点検
2	子どもが集える施設の整備	子育て支援課 教務課	市内において、都市化が進行している地域においては、自然の遊び場や空き地など子どもが集い遊べる場が減少していることに加え、雨の日に遊べる場所が不足しているため、公共施設などにおける子どもの集いの場の設置を図ります。 具体的事業 ・公共施設における集いの場機能の取り組み ・保育所（園）・幼稚園を活用した、未就園児への遊び場の提供
3	子どもの居場所・交流事業の推進	生涯学習課 子育て支援課	子ども達が集い、地域の人達と交流することにより、他人に対する思いやりの心や社会性を身につけていくため、アンビシャス広場を推進します。また、市内のアンビシャス広場の連携を強めるため、アンビネット小郡市地域連携協議会を支援します。 子どもの参加の減少やボランティアスタッフの確保など、地域によってはさまざまな課題がみられるため、協議会での情報交換を活性化させるなど課題解決・事業充実に取り組みます。 また、各小学校区にある学童保育所等との連携を検討していきます。 具体的事業 ・各地域でのアンビシャス活動の実施
4	子どもの放課後等の居場所の充実	福祉課 子育て支援課	保護者が就労している小学生の放課後等の適切な遊びと生活の場として、各小学校区に設置している学童保育所の整備に努めます。 また、障害のある児童に対し、放課後等において生活能力向上に必要な訓練や地域交流の機会の提供のために、放課後等デイサービス事業所との連携に努めます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
5	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	生涯学習課 図書館	地域とふれあう豊かな感性を持つ子どもの育成や、地域や地域の人に密着した学習の充実を図るため、ジュニアリーダー研修、育成会研修を通して自主的な子ども会育成に継続して取り組んでいます。 また、各公民館で実施しているサークルや講座の充実を図るとともに、生涯学習ボランティアを活用し、世代間の交流や地域の人材の持つ技能を次世代に受け渡すなど、子どもたちの活動等に生かしていきます。 具体的事業 ・ジュニアリーダー研修、育成会研修の実施 ・親子・子ども体験講座の充実 ・校区公民館サークル・講座の充実 ・生涯学習ボランティアの活用 ・読書ボランティアの活用

（３）子どもにやさしいまちづくり

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	福祉のまちづくりの推進	都市計画課 道路建設課 建設管理課 各施設管理担当課	歩道の設置や道路の段差の解消などベビーカーなどでの移動に配慮した生活道路のバリアフリー化を進めるとともに、市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。 また、公共施設についても、子ども用トイレの設置など、子育てバリアフリー化を推進します。 具体的事業 ・「小都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路構造に関する基準を定める条例」に基づく道路整備 ・ユニバーサルデザインに関する普及と啓発

No.	施策（事業）名	担当課	内容
2	交通事故防止・安全対策の推進	協働推進課	交通事故をなくす市民運動本部や警察、交通安全協会等との連携により、保育所（園）・幼稚園・小学校での交通安全教室の実施やP T A・自治会等による安全登校指導など、交通安全に対する教育・啓発を行います。また、飲酒運転撲滅を推進するとともに、シートベルト着用率の向上に努めます。
			具体的事業
			- 交通安全啓発活動の推進 - チャイルドシートの貸出
3	地域における防犯事業の推進	協働推進課 生涯学習課 子育て支援課	青色回転灯付き防犯パトロール車（青パト）を、地域の防犯パトロール隊、自治会等の団体に貸し出し、地域の防犯パトロール活動の支援を行うとともに、地域防犯活動推進団体の育成を図ることにより地域防犯活動の充実に努めます。 また、小郡三井地区防犯協会と連携し、街頭パトロール、防犯・暴力団排除キャンペーン、防犯啓発グッズの配布、子どもや高齢者を対象とした防犯教室の開催等を行います。 今後も、地域の防犯灯設置の拡充を図ることによって、安全・安心の地域づくりを推進します。
			具体的事業
			- 青パト貸し出しによる地域の防犯パトロール隊等の活動支援 - 防犯灯設置事業の推進 「子ども見守り隊」の充実 「見守りネット１１０」の推進 「子ども１１０の家」の推進 - 少年補導員による防犯パトロール活動

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	生涯学習課 教務課	生活の身近なところに、子どもにとって有害な情報、メディアが氾濫しているため、視聴覚教材等を用いて情報提供を行うなど、青少年のメディア・リテラシーの向上をはじめ、地域と家庭、学校などが連携し、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。
			具体的事業
			・携帯電話販売事業者等への立ち入り調査の実施 ・保護者や子どもたちに対する携帯電話等の使用に関するルールづくりなどの周知・啓発



(4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て支援課 国保年金課	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた自立支援、就業支援、子育て支援などの充実を図ります。 また、ひとり親家庭へのさまざまな支援制度を多くの人に知ってもらうため、広報紙等による周知や、各課の連携による窓口対応に努め、利用者の増大を図ります。
			具体的事業 ・児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の支給 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実 ・ひとり親家庭の交流の場づくり ・母子父子自立支援員や民生・児童委員等による相談支援体制の充実 ・母子父子家庭自立支援給付金事業
2	特別な配慮を必要とする子とその家庭への支援の充実	福祉課 国保年金課 子育て支援課	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対して、成長過程に応じた保育・教育・訓練指導を支援するとともに、放課後の居場所づくりの充実、障害福祉サービス及び各種助成制度の周知に努め、利用を促進します。また、その子どもの家庭に対し、支援や負担軽減が図られるよう関係機関との連携を深めていきます。
			具体的事業 ・身体障害者手帳・療育手帳の交付 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当など各種手当の支給 ・放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問事業の実施 ・重度障害者医療費助成事業

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	特別な配慮を必要とする子とその家庭への相談事業の充実	健康課 子育て支援課	乳幼児健診時、または保育所入所申し込みの際に、心理士や保育士等による身近な相談窓口において発育発達相談を行い、必要に応じて療育につなげます。
			具体的事業
			・乳幼児健診時の心理士等による相談 ・利用者支援事業による相談事業 ・講演会等による啓発
4	外国人家庭への支援	企画課	日本語教室の開催による日本語の学習機会の提供や、外国語による情報の提供に努めます。関係団体との連携による相談事業及び交流事業を通じて、外国人家庭の子育てを支援します。
			具体的事業
			・日本語教室の開催 ・「暮らしの便利帳」（英・韓・中）の配布
5	子育て困難家庭への支援	子育て支援課	相談員の配置により、児童虐待の未然防止や相談、事案に対する対応力の強化を図ります。また、保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、児童相談所や保育所（園）、幼稚園、小学校などとの連携を強化し、切れ目のない支援を行います。
6	生活困窮家庭への支援	子育て支援課 福祉課 教務課	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策推進法」等に基づき、学習・生活・保護者の就労・経済等の支援施策を検討していきます。



3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

(1) 多様な働き方の実現

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子育て中の親が働きやすい環境づくり	子育て支援課 商工企業立地課	子育てしながら働きやすい環境を整えるため、企業や労働者に対して、フレックスタイム等の多様な働き方や育児休業制度、関係法令に関する情報提供を、県と連携のもと行います。
			具体的事業
			・広報紙等による保護者等への情報提供
2	女性の職場復帰・再就職のための支援の充実	商工企業立地課 生涯学習課 図書館	出産や子育て後の再就職を支援するために、職業安定所等の関係機関との連携により、再就職に関する情報提供や支援体制の充実を図るとともに、広報紙や市のホームページにおいて相談窓口等の紹介を行います。
			また、パソコン講座などの、女性の職場復帰・再就職を支援する女性再チャレンジ支援事業の充実を図ります。
			具体的事業 ・再就職支援等に関する情報提供の充実 ・女性再チャレンジ支援事業の充実 ・図書館による就労支援情報提供の充実（チラシ設置等）
3	不安定就労若年者等に対する意識啓発・職業訓練の充実	商工企業立地課 教務課	長期にわたり不安定な就労状況が続ける不安定就労若年者（フリーター）やニートと呼ばれる若年非就労者に対して、職業意識の啓発に努めます。
			また、関係機関と連携しながら、児童・生徒に対する職業啓発を行います。
			具体的事業 ・小・中学校における職場見学・体験学習の実施 ・若年者就職促進セミナーの開催

(2) 男女共同参画社会の実現

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	男女共同参画計画に基づく事業の推進	企画課 生涯学習課	「第2次小郡市男女共同参画計画」に基づき、「男女共同参画社会のための意識づくり」、「男女の人権が尊重される社会づくり」、「ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり」、「ともに健康で安心して暮らせる環境づくり」、「ともに参画するまちづくり」を推進します。また、いつでもどこでもだれでも参加・参画できる魅力ある学級や講座を男女共同参画の視点に立って実施します。 具体的事業 ・男女共同参画セミナーの開催 ・広報紙やホームページ等での市民や企業への情報提供 ・女性講座の充実
2	男性の子育て参画の促進	生涯学習課 子育て支援課	「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識を払拭し、夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、男性料理教室、親子ふれあい教室など、男性が参加する子育てや家事に対する講座等を開催します。 また、男性の育児休業取得の推進を通じて、男性の子育てへの参画を促します。 具体的事業 ・男性料理教室の開催 ・父親学級の開催



4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(1) 子どもと親の健康確保

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	小児医療の充実	健康課	久留米広域小児救急医療センターにおける小児救急医療や、小郡三井地区で月に 1 回休日小児科診療を実施しています。 今後も、県及び近隣の市町、関係機関との連携を強化し、二次救急医療体制も含めた小児医療の充実に努めます。
2	母子健康手帳の交付 （父子健康手帳の交付）	健康課	妊娠中や出産後の母体の経過、乳幼児の健康状態、健康診査や予防接種の記録として必要な事項を記載し、母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳を交付します。 また、父子健康手帳の交付を通じて、父親の育児参加を促します。
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習等による集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。 また、育児不安の解消や仲間づくりを目的として、各種の母子保健相談指導事業を推進します。
			具体的事業
			・ 育児発育相談事業の充実 ・ 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）の充実 ・ ようこそ赤ちゃん教室の充実 ・ 離乳食教室の充実 ・ 電話相談の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	先天異常などの疾病や心身障害のある子どもの早期発見・早期治療を促し、乳幼児の健康状態の向上を図るとともに、子どもの心の健康や養育等の育児不安への支援等、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を行います。
			具体的事業
			・ 4 か月児健康診査の充実 ・ 10 か月児健康診査の充実 ・ 1 歳 6 か月児健康診査の充実 ・ 3 歳児健康診査の充実
5	乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）の推進	健康課 子育て支援課	妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合に、家庭を訪問し妊娠・出産・育児に必要な指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関に受診勧奨します。 また、新生児については生後 2 か月頃に全戸訪問を実施し、新生児養育に必要な事項を指導、支援します。 今後は、訪問時における子育て情報の提供や、育児支援が必要な家庭及び虐待のリスクが高い家庭等のフォロー体制の構築を検討します。
6	未熟児への支援	国保年金課 健康課	「母子保健法」に基づき、入院が必要な未熟児に医療費、ミルク代の給付を行い、退院後の家庭訪問や見守りなど、福岡県（北筑後保健福祉環境事務所）と連携しながら、乳児の健やかな成長を支援します。
			具体的事業
			・ 未熟児養育医療費助成事業 ・ 未熟児の訪問指導
7	不妊治療への情報提供	健康課 子育て支援課	不妊治療については、福岡県不妊治療費助成事業のパンフレットやポスターを掲示するなど周知を図るとともに、事業の活用を促します。
			具体的事業
			・ 福岡県不妊治療費助成事業の情報提供

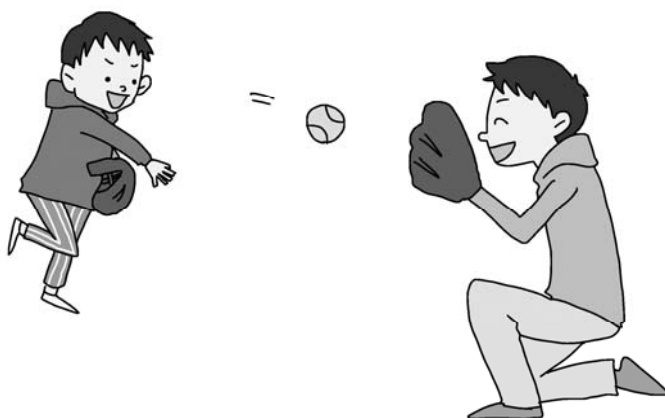
(2) 思春期保健対策の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	思春期保健対策事業・性教育の充実	教務課	思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。
			また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。
			具体的事業 ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用の防止対策の充実 ・ 小・中学校における性教育の充実
2	思春期における保健・福祉事業の推進	生涯学習課 健康課 教務課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所（園）への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同の育児についての学習を促します。子どもの成長を見守る親の喜びや責任についてもふれることができる赤ちゃんふれあい体験の取り組みが、より多くの学校へ広がるよう推進していきます。
			具体的事業
			・ 赤ちゃんふれあい体験学習の充実



(3) 健康なからだづくり

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	就園前から身体運動（からだを動かすこと）を行うことにより、心肺機能を中心とした呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性などを高めていきます。 また、親をはじめ、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神を養うとともに、スキンシップを通じてより良好な親子関係・人間関係を築けるように促進します。
			具体的事業 ・みんなで発育発達チャレンジ教室の実施 ・「からだを使ってみんなであそぼう！」の開催 ・「就園前の身体運動の大切さ！講話」の実施



（４）「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課 生涯学習課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。
			具体的事業
			・「早寝、早起き、朝ごはん」の実施 ・「ねるちゃん、けすちゃん」の実施
2	保育所（園）・幼稚園等における「食育」の推進	子育て支援課 教務課	保育所（園）においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による巡回指導で園児への「食育」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進します。 また、保護者を交えた親子食育セミナーの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発します。
			具体的事業
			・栄養士による巡回食育指導の実施 ・保護者を交えた親子食育セミナーの開催 ・食育だよりの発行 ・保育所の行事とあわせた食育活動の実施 ・農業体験学習を通じた「食育」の普及

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教務課 学校給食課	家庭での欠食も見受けられる子どもたちの食生活を見直すために、規則正しく食事を取ることの重要性を、栄養教諭が「食に関する指導」というプログラムによって指導を行い、食育の啓発に努めていきます。 また、地域で生産された食材を給食献立に取り入れることで、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。 「食事の喜び、楽しさ、重要性を理解する」「心身の健康を管理する能力の育成」「食品を選択する能力の育成」「食物を生産する人々への感謝の心の育み」「食生活のマナーや人間関係形成能力の育成」「食文化を尊重する心の育成」を6つの柱として食育の充実を図ります。
			具体的事業
			・栄養教諭による「食に関する指導」の実施 ・地産地消の推進・啓発
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から食べることの意義・栄養バランスの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。 また、乳幼児健康診査等においても食育について講話を行い、家庭における食育を普及・啓発します。
			具体的事業
			・ようこそ赤ちゃん教室での食育の講話 ・乳幼児健康診査での食育の啓発 ・食生活改善推進員による啓発 ・離乳食教室での啓発

5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

(1) 子どもの権利の尊重

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子どもの人権擁護に関連する条約・法律等の啓発	人権・同和教育課	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止に関する法律」等の子どもの人権擁護に関連する条約や法律等の啓発に努めます。
			具体的事業
			・広報紙への掲載や関係課との連携による、法・制度の啓発
2	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	子育て支援課 教務課 健康課	虐待防止の地域ネットワークである「小郡市要保護児童対策地域協議会」において、各種会議や情報交換、支援内容の協議を行うなど、児童虐待の早期発見、防止に取り組みます。 さらに関係機関の連携を強化し、効果的に情報交換を行いながら、子どもや親に対するケアの充実を図ります。
			具体的事業
			・乳児家庭全戸訪問事業等による虐待の早期発見及び虐待防止 ・要保護児童対策地域協議会による情報交換や支援内容の協議及びその実施
3	地域における虐待早期発見のための啓発推進	子育て支援課 福祉課 介護保険課	児童をはじめとするすべての人への虐待の防止・早期発見をするために関係各課が連携をしながら、市民や関係機関等に向けて啓発活動を行い見守り体制の充実を図ります。
			具体的事業
			・虐待防止の共通パンフレットの作成・配布 ・研修会の実施 ・ボランティアの育成

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	いじめ・不登校の児童に対する心のケアの推進	教務課 子育て支援課	いじめや不登校の早期発見・対応・未然防止については、スクールカウンセラーやヤングアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置による支援、学校訪問や学校への情報提供を行います。 また、小郡市いじめ問題対策連絡協議会などを開催するとともに、教育相談や不登校児童生徒への学習支援・復帰支援を実施するなど、子どもと子育てを取り巻く諸問題に対して総合的に対処していきます。
			具体的事業
			・スクールカウンセラーやヤングアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・小郡市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・小郡市いじめ問題等対策委員会の開催 ・小郡市いじめ防止対策審議会の開催 ・教育相談の実施 ・不登校児童生徒への学習支援・復帰支援の実施 ・子ども専用メール「あのね」の活用

児童憲章 前文

われらは、日本国憲法の花神にしたいがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	幼児教育の充実	教務課 子育て支援課	幼児期における教育は、人間形成の基礎にあたる部分であるとの認識のもと、情操豊かな人間性や知性を育むため、家庭、保育所（園）、幼稚園など関係機関の連携を強化するとともに、近隣の保育所（園）、幼稚園、小学校との交流などを通して幼児教育の充実に努めます。
2	教職員等の資質の向上	教務課 子育て支援課	いじめや不登校、支援を必要とする児童生徒等の増加、高度化する教育ニーズなど、多様化、複雑化する保育・教育環境に柔軟に対応できるよう、職員研修会等への積極的な参加を促し、教職員等の資質の向上に努めます。
3	確かな学力の育成	教務課	「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、教職員の基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成に努めます。 また、子どもの学ぶ環境の実態を常に把握しながら、小郡市学力向上推進委員会や小郡市教育委員会研究指定校研究発表会の開催を継続するとともに、諸学力調査の結果に基づき学校に必要な情報提供等の支援を行います。
4	特別な配慮の必要な子への学習支援	教務課 図書館 子育て支援課	特別な配慮の必要な子どもについては、療育支援の考えのもと、一人ひとりの特性にあった保育・教育・指導の充実に努めます。 具体的事業 ・ 特別な配慮の必要な児童・生徒に対する教育支援（おおはら教室・ことばの教室） ・ 障害に応じた図書の提供と利用支援（マルチメディアデイジー、布の絵本、さわる絵本、点字絵本等） ・ 特別支援教育支援員の配置 ・ ふくおか就学サポートノートの利用

No.	施策（事業）名	担当課	内容
5	教育相談体制の充実	教務課	学業や学校生活など児童生徒を取り巻くさまざまな問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラー等を派遣し、専門的な立場から相談に応じます。さらに、教育センターに教育相談室を設置し、電話（フリーダイヤル）や面談による相談を行います。
			具体的事業
			・教育相談室の実施 ・スクールカウンセラー活用事業の充実
6	国際・情報・福祉教育の充実	教務課 企画課	国際的理解を深めるため、外国語指導助手（ＡＬＴ）による外国語教育や講座の開催等による多文化の理解教育を通じて国際交流を推進します。 また、情報化への対応としては、ＩＴ環境の整備及びパソコンの技術習得を進めるとともに、得られる情報を自ら判断し選別できる能力（情報リテラシー）の向上に努めます。 さらに、少子高齢化社会における人材の育成、他人への思いやりの心を育むため、高齢者や障害のある人等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。
			具体的事業
			・外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用 ・講座の開催等による国際理解事業の推進 ・ＩＴ環境の整備 ・情報リテラシー向上に向けた情報教育の推進 ・福祉体験学習の促進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
7	命をまもる 防災教育の推進	子育て支援課 教務課 協働推進課	保育所（園）・幼稚園・学校等においては、避難時行動マニュアルに沿って災害時に備えた避難訓練を実施します。避難場所については、小郡市地域防災計画の指定避難所を確認し、周知するよう努めます。 また、日頃から教育や保育の中で防災教育を推進し、命の大切さについて学ぶ機会を確保するとともに、災害時における行政や地域とのネットワークづくりに努めます。
			具体的事業
			・防災に関する出前講座の実施

（３）人権教育・啓発の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	人権・同和教育の推進	人権・同和教育課	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、保育所（園）、幼稚園、小学校等の保育教育機関において、子どもの発達段階に応じた適切な人権・同和教育の推進を図ります。 また、「人権のまちづくり」との連携のもと、住民と一体となった人権啓発に努めます。 子どもの「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、学び場支援事業を実施し、「基礎基本の力」と「自学自習の力」をつけることを目指していきます。
			具体的事業
			・「人権のまちづくり」との連携 ・子どもたちを対象とした、人権学習の推進と人権作文・ポスター・詩・標語の募集と活用 ・学校との連携による、児童・生徒の人権意識高揚の取り組み ・保護者啓発の推進 ・学び場支援事業